

A重油買入(巡視船くにながみ)(単価契約)仕様書

1 品目・規格・予定数量

A重油1種1号(JIS規格K2205に該当するもの) 70,000 リットル

2 納入期間

令和7年11月6日から令和7年11月8日までの間

3 納入場所

広島県に所在する呉港内に停泊中の巡視船くにながみ

4 検査

(1)燃料油搭載に際しては、海上保安庁船舶燃料油類検査等要領に基づく検査を受けること。

(2)納品数量は、15℃における石油温度換算量とする。

(3)当庁担当官から燃料油の試験性状報告書及び出荷証明書等、検査に必要な書類の提出を求められた場合、速やかにこれに応じること。

(4)上記以外でも担当官から社内成績書の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

(5)法令等に基づき、提出が必要となる書類については、担当官等の求めに応じて提出すること。

5 支払

代金の請求については、納入完了後に請求するものとし、代金の支払いは、請求に基づき行うものとする。

6 その他

(1)上記1の数量は搭載の予定を示したものであり、増減が生じる場合でも異議を申し立てないこと。

(2)船艇への積み込みにあたっては、燃料油搭載にかかる関係法令等を遵守するとともに、漏油防止に万全を期すこと。

(3)本作業に際し、請負者側の責任において生じた損害は、請負者とその賠償の責を負うものとする。

(4)燃料油の数量、納入日時、場所及び船舶を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。

発注は原則として平日の日中(8:30~17:00)に行うものとする。なお、納入日時が夜間又は休日である場合は、可能な限り[直前の平日正午]までに発注を行うものとする。夜間(17:00~08:30の間)及び休祝日の積み込みについては、積込割増料金を別に請求することができる。この場合、割増料金は発注者及び受注者が協議して定めるものとする。休日とは、「行政機関の休日に関する法律」に定める日とする。

(5)燃料油の数量、納入日時及び納入場所の変更、若しくは取り止めがあった場合は、これに応じること。

(6)この仕様書の記載事項に疑義が生じた場合又は明記されていない事項については、担当官等に報告し、この指示に従うこと。

(7)その他この事項に定めのない事項は、第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書による。